

1. 件名：「三菱重工業（株） 特定兼用キャスクの設計の型式証明申請に関する事業者ヒアリング【14】」

2. 日時：令和3年4月15日 13時30分～17時30分

3. 場所：原子力規制庁 9C階会議室

4. 出席者：

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

岩田安全管理調査官、立元管理官補佐、中野上席安全審査官、深堀上席安全審査官、松野上席安全審査官、石井主任安全審査官、田澤審査チーム員

（核燃料施設審査部門）

山後安全審査専門職

（核燃料廃棄物研究部門）

後神技術研究調査官

三菱重工業株式会社：

原子力セグメント 機器設計部 主席プロジェクト統括 他4名

5. 要旨

（1）三菱重工業株式会社（以下「MHI」という。）から、発電用原子炉施設に係る特定機器である特定兼用キャスクの設計の型式証明申請について、本日のヒアリングにおいて提出のあった資料に基づき、説明があった。

（2）これに対し、原子力規制庁は事実確認等を行い、以下の点について詳細な説明を求めるとともに、引き続き申請内容を確認することとした。

（遮蔽機能）

○遮蔽機能の評価に用いる遮蔽解析コードについて、MCNP5とDOTの適用の考えを整理するとともに、MCNP5についてはその妥当性及び適用性について、後段の手続（特定兼用キャスクの設計の型式指定に係る申請、電気事業者が行なう特定兼用キャスクの使用に係る発電用原子炉設置変更許可申請、設計及び工事の計画の認可申請等）との関係も考慮の上、本申請における説明の範囲について検討すること。

（設置方法に関する安全設計）

○特定兼用キャスクを基礎等に固定せず、かつ、緩衝体の装着等により特定兼用キャスク蓋部が金属部へ衝突しない方法による設置方法について、安全機能を損なわないとする判断の考え方を整理した上で、説明すること。

（3）MHIから、了解した旨回答があった。

なお、本面談については、事業者から対面での面談開催の希望があったため、

「緊急事態宣言解除を踏まえた原子力規制委員会の対応について」（令和3年3月24日 第67回原子力規制委員会 資料1）を踏まえ、対面で実施した。

## 6. その他

提出資料：

資料 1-1 設置許可基準規則への適合性について（第4条・第5条・第6条・第16条関連）

資料 1-2 補足説明資料 4条 地震による損傷防止、5条 津波による損傷防止、6条 外部からの衝撃による損傷防止

資料 1-3 補足説明資料 蓋部の金属部への衝突が生じない設置方法における安全機能維持に関する説明資料

資料 1-4 補足説明資料 4-1 地震に対する安全機能維持に関する説明資料

資料 1-5 補足説明資料 5-1 津波に対する安全機能維持に関する説明資料

資料 1-6 補足説明資料 6-1 竜巻に対する安全機能維持に関する説明資料

資料 1-7 補足説明資料 16-3 16条 遮蔽機能に関する説明資料

資料 1-8 補足説明資料 16-5 16条 閉じ込め機能に関する説明資料

資料 1-9 補足説明資料 16-6 16条 材料・構造健全性（長期健全性）に関する説明資料

資料 1-10 遮蔽評価コード適用性に対するコメント整理表

以上